

姫カックラブ 男女分割承認に関する運用基準

本基準は、姫カックラブ共通規約（以下「共通規約」という。）第 32 条第 5 項に基づき、指導者配置上限の緩和を目的としたクラブ分割の可否を判断するために必要な事項を定める。

1. 分割承認の基本原則

姫カックラブの分割は、単なる指導体制の拡充（謝金対象者の増員）のみを目的とするものではなく、生徒の「安心・安全な活動の確保」及び「活動機会の保障」の観点から、物理的・合理的に分割が不可欠であると管理主体（姫路市教育委員会）及び運営主体が協議の上で認めた場合に限り、これを承認する。

2. 承認基準

分割の承認は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 競技特性や大会参加上の理由による分割

中体連主催大会等において男女で会場が異なり、同一クラブとしての指導体制の確保が困難であると認められる場合。

3. 分割承認時の必須条件

前条の基準を満たす場合であっても、分割にあたっては次の各条件をすべて満たさなければならない。

(1) 適切な指導体制の確保

分割後の各クラブにおいて、活動中の事故防止等の安全管理を確実に遂行するため、管理主体の認定を受けた指導者が、それぞれ 2 名以上（重複不可）配置される見込みがあること。

(2) 最少催行人数（定員）の維持

分割後の各クラブが、共通規約第 16 条に定める最少催行人数（運動部 5 名、文化部 10 名等）を単独で満たす見込みであること。

4. 申請・承認手続き

1. 分割を希望する実施団体は、その理由および根拠資料（大会要項、登録規定の写し等）を添えて「クラブ分割申請書」を管理主体に提出するものとする。
2. 管理主体は、運営主体と協議の上、承認の可否を決定する。
3. 令和 9 年度以降、年度途中での分割申請は原則として認めない。ただし、生徒数の急増等、運営主体が特段の理由があると認める場合はこの限りではない。